

## 第11回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

日 時 平成22年4月6日(火) 14:00～15:45

場 所 大分市保健所 6階 大会議室

出席者

【委員】

宇野 稔、野尻 哲雄、島岡 成治、廣瀬 惇子、秦 政博、衛本 敏廣、松尾 直美、園田 敦子、川辺 正行、中村 喜枝子、竹内 小代美、葛西 満里子、永岡 昭代、古岡 孝信、近藤 忠志、廣次 忠彦、宮邊 和弘、日小田 良二、安部 剛祐、井手口 良一、泥谷 郁、神矢 壽久、小出 祐二、村田 英明  
の各委員(計24名)

【事務局】

企画部次長 右田 芳明、企画課課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同主幹 姫野 正浩、同主幹 平松 禎之、同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主査 阿部 美剛 (計9名)

【プロジェクトチーム】

(企画課課長玉衛隆見)、(同主幹渡邊信司)、総務課法制室主任 河越 隆、人事課主査 伊地知 央、広聴広報課主任 小野 貴史、市民協働推進課主幹 安東 孝浩、議会事務局議事課政策調査室次長 藤野 宏輔、選挙管理委員会事務局主査 下村 光典 (統括者・副統括者除く 計6名)

【オブザーバー】

総務課法制室室長 伊藤 英樹、同主任 佐藤 明、同主任 牧 俊孝、同主任 島谷 幸恵、同主任 大城 存(計5名)

【傍聴者】

1名

次 第

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議 事
  - (1)自治基本条例の最高規範性について
  - (2)各部会の検討状況について
  - (3)その他

< 第11回 大分市自治基本条例検討委員会 >

事務局

皆様こんにちは。  
委員の皆様方におかれましては、お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます  
でございます。  
ただ今から、第11回大分市自治基本条例検討委員会を開会いたします。  
全体で約2時間を予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。  
それでは、委員長さんに議事の進行をお願い申し上げます。

委員長

改めましてこんにちは。  
新しい年度になりまして、この数日間春爛漫というところでございますし  
て、いよいよ新スタートという雰囲気は100パーセントとなってまいりました。  
我が自治基本条例検討委員会におきましても、これまでの議論を踏まえて、  
更なるステップを踏むという状況が整ってきております。  
今日は、お手元の次第でございますように、大きなテーマは、自治基本条  
例の最高規範性についての討議をしまして、一定の結論が得られたらと思  
います。更には、前回の全体会議の後に、各部会で精力的な議論が展開され  
ております。ワンペーパーにまとめた資料がございますが、この内容につ  
きまして、更に各部会より詳しくご報告をいただきまして、全体会議なら  
では、他の部会の委員さん方々のご意見も頂戴しながら、各部会に持  
って帰っていただき、更にその内容を詰めていただくというようなことを、  
今日は目的としております。  
先ほど、次長さんからご紹介がありましたように、最大の会議時間が2時  
間ということで、必ず4時までには終了するというつもりで司会をさせて  
いただきたいと思います。ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。  
早速でございますが、議事の「(1)自治基本条例の最高規範性について」  
でございます。  
この最高規範性につきましては、前回の全体会議でも議論がなされまして、  
私の個人的な認識としましては、大方の了解が得られているのではないかな  
という感触を得ているところでございます。  
しかし、それはあくまでも感触でございますし、全体会議の中でその通り  
であると、それを踏まえて更なる議論を展開していこうというところまでは  
行っていないという、私の捉え方でございます。  
私が所属します部会は、「執行機関・議会部会」というところでございま  
して、この部会におきまして、やはりその辺をはっきりしないと、更なる  
議論が展開できないという状況でございます。  
更に、私は直接伺った訳ではございませんが、(報告)資料の「市政運営部  
会」の備考欄をご覧になっていただきますと、「自治基本条例の最高規範性の  
確認をお願いしたい」と、それを踏まえて次なるステップが踏めるよう  
になるので、その点の明確性が欲しいというような、ご指摘もあるよう  
でございます。  
そういうことから、今日のスタートは、最高規範性をいかに我々が位置  
付けるかというところの議論を展開したいと思います。と申しますのは、若干

の背景を取上げて申し上げますと、大分市におきましては、皆様方ご案内のように、「議会基本条例」が施行されております。その議会の条例が先行しているために、我々の考え方としましては、今度は執行機関の基本条例というものもあるのではないかとということですね。いやそうではなくて、市民を中心に据えて、執行機関と議会の三位一体の全体的な条例というものもあるのではないかと、というところをごさいますして、私が先ほど冒頭で申しました感触というのは、前回では、市民を中心として執行機関・議会の三位一体の条例ということになれば、最高規範性ということに必然的になるかと思うのでございますが、その辺のところの考え方がまだまだ100パーセント煮詰まっていないというところで、確認をさせていただこうかと思っているところでございます。

今、ご紹介いたしましたように、議会の基本条例が先行しているということをごさいますして、議会の先生方も大変な自負心を持っておられると思いません。

日経グローバルという雑誌がございまして、その中で、全国の市町村レベルの自治体の透明度・公開度につきまして、点数評価をされたようでございますが、その中で大分市は全国の市町村で6番目という、非常に高い得点が得られているということで、その大きな要因として、「議会基本条例」が制定されているということもあるかと思う次第でございます。

そこで、この委員のメンバーに議会の先生方の代表もご参加いただいておりますので、議員の皆様方の中で、この点の議論がなされておられるかなと推測するわけでございますが、その点がどういう状況かということ、副委員長さんから、ご紹介いただければと思うのですが、いかがでしょうか。

副委員長

それでは状況を報告させていただきます。

議会として、「議会基本条例」と「自治基本条例」との関係性について、どうするかということで、前回の全体会議のときに、「議会の責務については持ち帰りたい」ということで持ち帰りました。

それで、私ども9人の議会選出委員で話をしましたことについて、全員協議会を3月26日に開催いたしまして、全体の中で確認を取ったところでございます。

二元代表制という位置付けの中で、議会の独立性というものをきちんと確保したうえで、私どもは「議会基本条例」を制定してきたわけでございます。

情報公開はもちろん、説明責任もありますし、市民に対する公平公正な責任というものが、今後の議員としての務めであろうと思っております。その流れの中で「議会基本条例」を作っておりますので、最高規範性を維持しつつ、議会の基本条例と行政の基本条例、それから市民の基本条例という三つを包含したものが、「自治基本条例」の最高規範性がもたらされるものだろうと思っております。そういうことで「自治基本条例」の中における議会の責務ということに関しまして、その項目については、「議会基本条例による」ということで対応していきたいということが、議会の全員協議会の中の総意で決まりましたので、そのことを報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ただ今、副委員長さんからご説明いただきましたように、議会の先生方の立場におかれましては、結論として「自治基本条例」を最高規範性として認めるという結論をお出しになっているようでございます。</p> <p>そこで、こういう議会の先生方のご判断をベースにしながらですね、私も検討委員の皆様方から、この件につきましてご意見をいただき、一定の結論を得たいと思う次第でございます。</p> <p>どなたかご意見がございましたら、お出しいただければと思います。</p> <p>特にございませんでしょうか。次のステップを踏むための非常に重要な決定になるうかと思えます。慎重に決議したいと思うのですが。</p>
<p>委員</p>	<p>今、議会の独立性ということから、「議会基本条例」というのは独立した形で、それと執行機関の基本条例と市民の基本条例の三つを併せて「自治基本条例」ということを言われたのですが、それはそれで分かるのですが、少し疑問に思うのは、「前文」だとか「理念」にあたる部分というのは、「自治基本条例」の中では、多分、市民と議会、執行機関も含めて、全体に関して述べるところが最初の部分であるのではないだろうかと思うわけですね。</p> <p>そうすると、今、私たちが「大分市自治基本条例」として作っているのは、「議会基本条例」に並行する執行機関の基本条例と市民の基本条例を作るのか、或いは、「大分市自治基本条例」の構造として、全体に係る部分ということはこの「大分市自治基本条例」の中で、議論して決めていくことになるのか、その辺が少し私は分かりづらかったのですが、いかがなのでしょう。</p>
<p>副委員長</p>	<p>全体に係る部分も、議員も市民の一人として、やはり関係を持つわけですので、議会の責務、議員の責務の部分については、「議会基本条例」にも規定をしておりますし、その部分は「議会基本条例」の方で拘束されていると思っております。</p> <p>だけど、「自治基本条例」の全体については、一人の市民としての責務という部分にも入ってきますので、条文とかその他の項目についても関係していると私は思います。</p> <p>独立している「議会基本条例」があるから、その他の「市民基本条例」や「行政基本条例」とは、全然関与しませんということにはならないと思っています。</p> <p>それと、「議会基本条例」の中にも「理念」とかきちんと規定しておりますので。</p>
<p>委員</p>	<p>ご説明ありがとうございました。</p> <p>私は、「自治基本条例」の方が最高規範で良いのではないかという意見を持っています。</p> <p>それは、二つの理由によります。大分市の「議会基本条例」は大変立派なものが出て、「私たちの議会は本当に全国に誇って良いな」というふうに私も思っています。</p>

ただ、「議会基本条例」の「前文」をいただいたときに、「市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があることを確認する。」ということで明記されています。

そしてその「市政の運営に関し二元代表制」ということが、世の中が変わっていくことで、少し揺らぎ始めているのではないかというふうに私は捉えています。

例えば、極端な例ですが、名古屋市の市長が、突然、市議会議員を半数にすると、そして市議会議員は今までは各グループの利益代表として利益を実現するために選ばれてきたのだけれど、そういうのは全体を良く見ていないので、害になる部分もある。そこで、極端に言えば、「議員というのはボランティアだけで良いんだ。」という言い方をなさいました。私はこれは暴論だとは思っていますが、一面の真理はあるというふうに思っています。

それで、私たちが、議会と市政にお任せして、基本的には全てをお願いしながら、末端の部分を情報公開やパブリックコメントで変えていくということでは、市政が大きく動かない時代になっていると考えています。

私は、他の行政の人とも話すのですが、今までは市民というのは、ほんの末端のことについて意見を述べるだけであったのが、もっと大きな部分についても意見を述べるチャンスというのがあっても良いのではないかと、そういう人も現れてきたのではないかと、というご意見も聞きました。

そして、そのためには改革案が二元代表制の議会と市政から出るだけではなく、市民から出てきた場合も何かに乗るルートというのが「自治基本条例」を背景に入っていて、その市民の意見と議会と市政の全部が一緒になって決める条例として「自治基本条例」が最高規範性を持って良いのではないかと、という意見を持っています。

委員長

はい、ありがとうございました。その他、どうぞご意見をご活発にいただければと思いますが、いかがでしょうか。

特にございませんでしょうか。

それでは、司会の方で整理をさせていただきたいと思うのですが、少し消極的な確認になってしまうのですが、既に議会の基本条例が制定されました。その次の対応として、理屈の上であり得る方法として、今度は執行機関の基本条例を制定するという方法が理屈の上ではあると思いますが、私どもが今、制定しようとしている「自治基本条例」は、執行機関の基本条例ではないと、消極的な定義の仕方ですけどね。一方に議会の基本条例があり、二元代表制ということを見ると、執行機関の基本条例が要るのではないかと。

それで、既に私どもが勉強させていただきました由布市の場合につきましては、順序が行政の条例が先行して、議会はないということで、つぶさに検討してみないといけないのですが、最高規範性を持っているものであったかなと思います。だからその辺はスムーズに行ったかと思うんですね。

しかし、大分市の場合は逆になっているものですから、まず消極的な捉え方として、執行機関の基本条例ではないということで、それはよろしいですか。その確認はしていただけますか。

いわゆる議会の基本条例と対等な関係の執行機関の基本条例ではないです

	<p>よ、ということはよろしいですか。</p> <p>はい、では次に行きます。</p> <p>そうなりますと、執行機関基本条例でないとするれば、今度は、議会の基本条例と私たちが制定をめざしている基本条例は、どういう関係になるのかと言ったときの一つの結論とすれば、議会の下位に位置するということはありません、対等ではないとするれば、出てくる結論は上位に位置する基本条例ということになってしまうわけですね。</p> <p>後は、上位の基本条例となったときに、執行機関と議会の関係で、特に私が所属する「執行機関・議会部会」で検討することになるのですが、「議会基本条例」の内容をもう一度、白紙的に考えて今回の基本条例の中に制定するという方法もありますね。</p> <p>ところが、さっき副委員長さんがおっしゃったような、「そこは『議会基本条例』に任せるんだ」という方法も当然あり得ると思ひまして、議員の先生方もそちらの方向をご選択なさっているというようにお聞かせいただいたんですけども、それは、今後の議論の問題であるということで、本日の結論といたしましては、まだそこまでのことはよろしいのではないかと思います。</p> <p>議論をすることは、全く問題がございませんけど、結論を出すのはまだ先でよろしいのではないかと。そうすると、「議会基本条例」よりも上位に位置するのが、「自治基本条例」だということです。それでよろしいですね。</p> <p>ということは、言葉を変えれば最高規範であると、執行機関も議会も当然包含し、その中心はもちろん言うまでもなく市民ということになってくるんですよ。市民が主役です。その市民が主役であって、執行機関があって議会があってということで、中心は市民であるということになっていく。</p>
副委員長	<p>よろしいでしょうか。私ども議員は9名がこのメンバーとして出ております。そのメンバーの中でも確認したのは、最高規範性いわゆる自治体の憲法という意味合いの中で、私どもも検討してきておりますし、そういう最高規範性を維持していくということは、確認をいたしました。</p> <p>その中で、「自治基本条例」に包含されるものとして、「議会基本条例」があり、「行政基本条例」があり、「市民基本条例」があるということで確認してきておりますので、最高規範性については異論のないところでございます。</p>
委員	<p>今、委員長さんの方からお話しされております、上位の関係ということなんですが、基本的にはそういう考え方で正しいと思うのですが、上位とか下位とかいう位置付けになってくると、なかなか難しいようなイメージが伝わってくるものですから、基本的には執行機関と議事機関が二元代表制を担っているという考え方ですが、ここには、基本的には市民という一つの形が見えてきません。ですから、その市民という形を作ることによって、最高規範性を持つ「自治基本条例」という位置付けをしていただくと非常に分かりやすいのではないかなと思っています。</p>
委員長	<p>私が先ほど申し上げたのは、今、委員さんが申し上げたとおりでございます。二元代表制があって中心に市民が居るということでございます。</p>

言葉の上では、上位とか下位とかいうのは、マイナスイメージもあるかも知れませんが、最高規範性という言葉が妥当かなと反省しているところです。最高規範性でございます。副委員長さんと今の委員さんがおっしゃったとおりでございます。

それでは、最高規範性を有するものであるということの結論でよろしいですね。

委員

この議論がどのように整理されるのか、まだ少し方向付けが理解できていないのですが、私の頭に最初からあったのは、議会と執行機関と市民が三位一体の活動で、自治が守られ発展していくと考えているわけです。

そうすると、それぞれの基本条例が要るだろうと、それぞれの役割分担が当然違いますし、もう一つは、その三つがいろいろと協力しなければいけないということで、この三つをどのように繋いで機能を高めていくか、という面の基本条例的なものが必要なのではないかと、そうすると三つのそれぞれの基本条例があって、その上に全体を被せて三者を結びつける大きな基本条例というのがあった方が良いのかなと。そうすると、三者の上に被さるものが最高規範性を持ったものであって、それが三つそれぞれの基本条例と矛盾してはいけません。それはいろんな面から有機的に構造を組み立てていければ良いかと、私は空想してきたので、今の議論と少しずれているかも知れないなということなのですが、一応発言させていただきました。

委員長

私が申し上げている内容と委員さんがおっしゃっている内容は、全然変わりはありません。

あくまでも市民、執行機関、議会ということで、失礼になるかもしれませんが、大分市の場合は「議会基本条例」が先行している。それが、どれくらいの重みがあるかということ、大変な重みがあると思っているんですね。その中で、そういう活動をご尊重申し上げながら、なおかつ大分市の「自治基本条例」を作って行こうとした場合に、どうしても、大変失礼なことになるかも知れませんが、「自治基本条例」は最高規範性があるという確認の中で、次に、「自治基本条例」の中で「議会基本条例」がどういうふうになまっていくなかという話になってくるのかなということでございます。

その中で、実にうまく納まっていた方向が当然なのでございますが、そのときに、最高規範性をとれば、言うまでもなく市民と執行機関は自動的に入ってくるということ。

大変勝手な取り上げ方で申し訳ないのですが、(別紙2)が、委員の皆様方お手元にあるかと思うのですが、ここに、一つの案として「目的案」というご紹介がありますよね。そこに、まさに私はこのことだと思ふようなことが表現されているんですね。「この条例は、本市における自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民、議会及び執行機関の役割並びに協働によるまちづくりの基本方針を定めることにより、市民主体による自治の実現を図ることを目的とする。」と書かれているんですね。

これまでの議論で行くと、「協働」という言葉は、ご議論がまだまだあるかと思ひます。それはさて置き、後の部分につきましては、「自治基本条例」と

	<p>というのは、この内容を実現するための条例ではないかなと思うわけでございます。</p> <p>そういうことになれば、これはもう最高規範性が出てくるのではないかというふうに思っているわけです。</p> <p>委員さんどうでしょうか。私の捉え方と委員さんとはあまり変わらないと思うのですが。</p> <p>委員長さんの言われるとおりだと思うのですが、しかし、実際その三つの機能があって、それを全体として最高規範性で押さえて行こうとしたときに、今既に出来ている「議会基本条例」も部分的にはマイナーチェンジしていただかないといけない部分が出てくる可能性はあるんですね。</p> <p>それを議会の方でしていただくのか、それとも全体を統括する「自治基本条例」の方で変えるのかということも、問題によってそれぞれ合理的に決めていかなければいけないので、そこら辺のことはあまりこだわらずに、一つひとつ詰めていけば良いのではないかなと思うんですね。</p> <p>ですから、そういう三本柱の上にもう一つ屋根が乗っているような構造で良いのか、その一番上に乗っかるものを別に作るのか、今ある部分を分けてそういうふうに仕立てていくのが良いのか、そういう問題もありますし、それから、その中身をどれだけ吟味して整合性がきちんと取れたようなものに仕立てていくのか、そのようなことは、これから先いろいろ工夫していけば良いとしても、大きな考え方というのは、やはり三者がそれぞれお互い認め合った形で協力していくということが浮かび上がるような、そういう最高規範的な基本条例を作るということに集中すれば、難しい問題ではないと思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>委員長</p> <p>まったく委員さんのおっしゃるとおりでございます。</p> <p>非常に微妙な問題なんです、「議会基本条例」との関係の部分につきましては、これは、今後の問題として、今日結論を出さなくてもよろしいのではないかなと思いますので、大枠だけを確認できたらと思っていますのでございます。</p> <p>それでは、言葉の中身につきましては、いろいろと解釈の違いが出てくるかもしれませんが、結論として、今、私どもが制定をしようとしている「自治基本条例」は、大分市の最高規範であるという結論でよろしいですね。</p> <p>はい、ありがとうございました。ではそういう位置付けをさせていただきたいと思います。</p> <p>各論につきましては、今後の議論ということで、今日はそこまで立ち入ることはしないということにしておきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは、この議論を前提として、次なる作業が進んでいくわけですけど、ひとまず、現状の把握としまして、各部会で精力的に議論をしていただいているその途中経過の状況につきまして、今日の段階でこういうことなんだというご紹介をいただき、そして、最終的に関わりがございましたので、各部会ごとではなくて、まとめて最後に活発なご議論をいただければと思っています。</p>



事務局	<p>次第でございます。</p> <p>お手元のA3の用紙の(報告)をご覧くださいと思います。</p> <p>順番に部会がございますので、まず、「理念部会」からご報告いただければと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>「理念部会」の検討経過及び課題についてご説明をいたします。</p> <p>「前文」についてでございますが、第10回の全体会を踏まえ、具体的な指摘事項があった点を修正いたしております。</p> <p>基本的には、概念的な指摘が多かったと思うのですが、部会の議論の中では、内容的に網羅されているという判断から、その点については概ね良からうということで、修正しておりません。住民自治のご指摘があったことについて理解はしておりますが、それ以外に、この「前文案」と同様に大分市のことをしっかり謳うべきであるとのご意見も多くありましたので、その点についても修正をしていない状況でございます。</p> <p>また、「前文」の部分の中に、この条例の「目的」についての内容が必要ではないかというご意見もございましたが、それについては、別立てで項目を検討しておりますので、「前文」には反映させておりません。</p> <p>部会案につきましては、(別紙1)のとおりでございます。</p> <p>第4段落の部分で、「わたしたち大分市民は」から始まる文でございますが、下線を引いております、「わたしたち子どもや孫の世代」と書いておりまして、当初お示した案は、「次代」と書いておりましたが、委員の方から具体的に「わたしたちの子ども」などの表現が良いのではないかとご意見をいただいておりますので、そのような表現に改めております。</p> <p>また、結びのところではありますが、「最高規範、」のところは「、」となっておりますので、「である」をつけまして、「最高規範である」として修正版ということで、本日お示ししております。</p> <p>次に、「目的」の部分でございます。「目的」につきましては、(別紙2)をご覧くださいと思います。</p> <p>「目的」につきましては、まだ議論の途中でございまして、本日お示ししておりますのが最終案ということではございませんが、たたきとしての案のご提示させていただいております。</p> <p>他の部会の委員さんには、この案をご覧になってご意見をいただければというふうに考えております。いただいたご意見を踏まえて、再度、部会の中で検討して行きたいというふうに考えております。</p> <p>次に、「基本理念・基本原則」であります(別紙2)に「基本理念・原則に係る事項」ということで、ご提示をさせていただいております。</p> <p>前回の第10回検討委員会でも、この案をご提示しておるところでございますが、今回も、同様にこの案をご提示し、ご意見をいただきたいというふうに考えております。その意見を基に、今後、部会の中で議論を深めて行きたいという状況でございます。</p> <p>「理念部会」の議論の経過は以上でございます。</p>
委員長	はい、ありがとうございました。

	<p>事務局から順次ご報告をいただくのですが、部会長さんの方から何かコメントがございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひますが、部会長さんどうでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>実は、最後の「理念部会」で、私の方から出した意見で、まだ収斂していないものですから、そのままになっているのですが、(別紙2)の「基本理念・原則に係る事項」の中の で、「豊かな暮らしの実現を目指すまちづくり」というのがありますが、「豊かな」という言葉が良いのか、それとも「幸せな」という言葉が良いのか、その辺りを少し問題提起しましたけれども、今日出来れば皆さんのご意見をいただければというふうに思っております。</p> <p>後は、今、説明があったとおりで、まだ十分結論まで届いていませんので、出来れば今日、いろいろとご意見を受けたまわっておきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、全体をまとめて、最後に活発なご意見をいただきたいと思ひますので、他の部会との関連性もございますので、部会のご報告を先にお願ひします。</p> <p>それでは、「市民部会」事務局からお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、「市民部会」のご報告をいたします。</p> <p>まず、「市民の定義」について、「市民部会」なりの考え方というものをここに載せております。一応、「市民部会案」ということで、「市民の定義」としましては、「ア 市内に住所を有する者」、次に「イ 市内に通勤し、又は通学する者」、「ウ 市内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体」ということで、「定義」については、「理念部会」の方で最終的には練っていくということですので、「市民部会」の考え方を「理念部会」の方にお知らせして、検討をお願いしたいというふうに考えています。</p> <p>次に、「市民の権利」についてですが、そこにはポイントとして「安心、安全、快適に暮らすこと」、「行政サービスを受けること」、「まちづくりに参画すること」、「情報の公開又は提供を求めること」、以上四つの視点で盛り込むということを検討しております。</p> <p>この他に、「将来の大分市を担う市民としての子どもの権利」を謳う方向で検討をしているところです。</p> <p>「市民の責務」につきましては、「協力してまちづくりに取り組むこと」、「自らの発言や行動に責任を持つこと」、「応分の負担を負うこと」、以上三つの視点で盛り込むことを検討しております、併せて「事業者等の役割」をここに盛り込む方向で検討しております。</p> <p>「市民の権利」と「市民の責務」につきましては、「市民部会」の考えを、ここにお示ししておりますので、ご意見をいただければというふうに考えております。</p> <p>「その他」といたしまして、「市民側から見たときの『地域コミュニティの形成』の項目が必要であること」、同じく「行政側にも『地域コミュニティの</p>

	<p>形成』に当たっての取り組みの姿勢が必要であること」というようなご意見が出ておりますので、これは、「市民側から見たときの『地域コミュニティ』」の部分につきましては、「市民の責務」で謳うことができるのかどうか、というような検討も進めているところですが、「行政側から見た『地域コミュニティの形成』」については、他の部会との調整ということが出てきようかと思えます。</p> <p>そういうことで、他部会の考え方をお聞きしたいということで、ここに挙げております。</p> <p>「市民部会」は以上でございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>「市民部会」の部会長さんコメントがございましたらお願いします。</p>
副委員長	<p>特にありません。</p>
委員長	<p>はい、それでは、「執行機関・議会部会」につきましてお願いいたします。</p>
事務局	<p>「執行機関・議会部会」でございますけれども、本日、当初のご議論の中で、こちらの部会の最大のテーマであります、「議会基本条例」との関係性というものをですね、一定の結論をいただきましたので、正直そのところがこの部会の最大のテーマということで、そこに絞って提案させていただいております。</p> <p>この結論を持ちまして、今後更にスピードアップした議論を展開していただけるものと思っております。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>私が部会長を務めているのですが、今、事務局におっしゃっていただいたとおりでございます。</p> <p>これから新しいステップが踏める状況が揃って、ありがたく思っております。</p> <p>それでは、「市政運営部会」よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>「市政運営部会」でございますが、本部会では、四つの章立てを行っておりまして、「市政運営」の章に16条文、「連携・交流」、「多文化共生」、「環境・景観」のそれぞれの章に1条分づつの計19条文について、一例を作成し、条文の内容や主語（市長・執行機関・議会など）の検討を行っているところでございます。</p> <p>また、「その他」としまして、「教育」につきましては、他部会での議論を踏まえながら、引き続き検討を行うこととなっております。</p> <p>本日の、全体会議における「自治基本条例」の最高規範性についての確認結果を踏まえ、「市政運営部会」に係るものについて、としまして、「今後、『大分市議会基本条例』に、関連する規定のあるものについて、『自治基本条例』に謳う必要があるかどうか、また、その場合に議会との関係をどう整理</p>

	<p>するか。」や、 としまして、「『大分市議会基本条例』に規定のないものについて、『自治基本条例』に謳い、議会を対象として良いものかどうか。」などの検討を行っていくように考えているところでございます。雑駁でございますが、以上でございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。 部会長さんよろしいですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>よろしいですか。それでは、「市民参加・まちづくり部会」よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>「市民参加・まちづくり部会」でございます。 今回の全体会に当たりまして、2点ほど項目として挙げさせていただいております。 まず1点目が、「協働の推進」という検討項目においてのご意見でございます。 こちらにつきましては、第10回の市長のご意見も踏まえて、その後にかかれた部会にて出た意見でございます。 読み上げさせていただきますが、「大分市に住んでいる皆さんが、誇りを持つようなまちづくりをするのが、『協働』の目的だと思う。」「『協働』という言葉は、最初の頃より随分浸透しているので、この言葉を使っても、皆の理解や思いなどは共有していけるのではないか。」「『協働』は、結局は行政と一般市民が同じ横の列に並んで手を繋いで行くという、簡単な意味合いで良いのでは。」「『協働』は、言葉だけの問題ではなくて、実際の行動において『責務を負わせるものではない』という、この立場をしっかりと踏まえておかないといけないため、定義付けの際には、このことに関する表現をしっかりと押さえる必要がある。」というご意見をいただきまして、部会といたしましては、最終的には、「『協働』の『責務を負わせるものではない』ということについて、きちんと定義付けしてもらおうよう、『理念部会』をお願いをさせていただく。」という形でまとめさせていただいたところであります。 また、「その他」の項目につきましては、前回の第6回部会を開催させていただく中、具体的に条文案の検討に入った際での、一般的なご意見でございます。 その中で、「いつもの条文のような表現では、何か重苦しい感じがするので、もう少し分かりやすい、やさしい表現が良いのではないか。」ということで、条文の中における「市民の権利の尊重」とか「市民の権利が容易に行使されるよう」というような表現が、一般の方からすると重い表現ではないか、というようなご意見でございます。 次に、「条文というスタイルになりますと、やはり法律的な作業になるので、硬い表現になっても仕方がないのでは。」「いずれにしても、他の部会との整合性を図る必要があるのでは。」、また「出来上がった条例は、子どもたちも</p>

	<p>見るので、分かりやすいように配慮した表現にするべきでは。」、「やはり、市民の皆さんが条文を見たときに、市や検討委員の考え方、条文の意図するところなどが、良く分かるような形で出来上がるのが良いのでは。」また「主語によっては、表現を法律的にしたり、分かりやすい簡単なものにしたりと、使い分けても良いのではないか。」という意見でございます。</p> <p>最終的に部会といたしましては、「条文案の語尾（語調）の表現について、一般的な条文形式とするのか、または『です・ます調』とするのか、検討委員全員の中で、ある程度の統一を図っておいた方が良いのでは。」という意見でまとめさせていただいたところでございます。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それでは、部長さんよろしく申し上げます。</p>
<p>委員</p>	<p>繰り返して言うこともないのですが、特に「協働」の部分でですね、「市民に責務を負わせるものではない」というところについての考え方の整理を、もう一度しっかりしないと、先ほどの「市民部会」の「市民の責務」のところで、私は少し理解しかねたのですが、こういったところとも関係してくるだろうと思いますし、一番骨格になる部分でございますので、この辺の議論をしっかりとお願ひしたいと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>各部会の進ちょく状況につきまして、ご報告をいただきました。</p> <p>私がまとめるまでもなく、皆様方もお感じになったことかと思えますけど、かなり、部会の議論が進んでいるという感じを強く持ちます。ある部会におかれましては、もう条文化の作業にも着手されているというような部会、一方においては、まだ総論部分で議論をしている部会と、いろいろと進ちょく状況に違いがございますけれども、かなり議論が詰められているということは、言うまでもないところでございます。</p> <p>さて、そこでですね、なかなか委員の皆様方一堂に会して議論をするというチャンスが持てない状況でございます。今日は、残りの時間がかかなり残されておりますので、是非、議論ができるところは議論をさせていただくということをお願いしたいと思うところでございます。</p> <p>それで、先ほどから、各部会から「こういうご意見はいかがでしょうか」というようなことが出ております。そういうことも踏まえてですね、最初はどこからでも結構ですから、全体の中で、「この点が作業として欠けているのではないか」とかですね、多数の委員さんに多数の意見を延べていただくということに、努めて行きたいと思えます。是非闊達なご議論をいただければと思えます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>議論がかみ合わなくても良いです。出来るだけご議論いただきたいと思う次第でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>市長さんが、「協働というのは、市民に責務を負わせるものではない。」という発言をされました。市長としては安全運転をされたのだと思いますが、</p>

	<p>こういうマイナスイメージの言葉は、出来るだけ使いたくないなというのは、私の個人的な考えで、要するに行政が直接負わせるとか、「自治基本条例」があるから負わなければいけないんだとかいう、ネガティブなことではなくて、「自ら進んで責務を負いますよ」というような市民が育って欲しいんだという形を込めて行きたいような気がするんですね。</p> <p>「理念部会」で、あまりこういう議論が進んでいませんけども、やはりもう一回、こういう考え方をどういう表現にするか、考えさせていただきたいと思いますが、今日、口頭でご意見をいただける委員さんがおられましたら、是非、今の点について更なる発言をお願いしたいのですが。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、委員さんから口火を切っていただきましたが、今の点につきまして、ご意見があればどうぞ。</p>
<p>委員</p>	<p>私はですね、「市民参加・まちづくり部会」で「協働の責務」ということが出ているのですが、このことは、逆に責務を負わないということは、自治力がないということだと考えています。</p> <p>「自治基本条例」は市民が自治力を持つということだと私は考えています。</p> <p>例えば、大分市が協働事業をします。私たちボランティア団体は、自分の事業を市役所に出します。そして、その事業が採用されるかどうかというのを決めるのは、全部市政の側が委員会などを作って決めています。だから、それが出来るかどうかというのには、自主性はありません。そうすれば、責務は負わなくて良いわけですよ、逆に言えば。その主体は市政・執行部になりますよね。今はそういう形をとっています。それが良い悪いは別として、大分市が市長さんをはじめ行政が「協働」ということを、どのように定義されているかということ伺いたいなと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>かなり本質的な部分なんですけど、是非、たくさんのご意見をいただければと思いますが。</p> <p>「自治」という言葉の捉え方に関わってくると思うのですが、私どもの部会でですね、この「自治基本条例」という言葉が仮称ですけどずっと使われていますが、この「自治」という中身をね、ピシッと定義したことはまだないのではないですかねというご意見があったんですね。確かに「自治」というのは、正面からこういうものが「自治」だということがなかったなという気がするんですよ。</p> <p>ですから、我々の中で「自治」というもののイメージが、可能な限り共有化できると、より話がしやすいかなと思うんですけどね。</p> <p>委員さんのお話が、お分かりいただけたでしょうか。委員さんは実際にボランティアをなさっているものですから、その中での問題点を指摘されているのだらうと思いますけど、もう少し何か「自治」に関して何かございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>うまく言えるかどうか分かりませんが、責任を負わないということは決</p>

<p>委員</p>	<p>定に参加しないということだというふうに取りれるのですが、その点は皆さんのようにお考えになっているのでしょうかと思っています。</p> <p>だから平たい言葉で言えば、市長さんに甘えさせてもらっている。責任を取らないで良いというふうに。でも逆に言えば、主体性がないということになるのではなかろうかと思っています。</p> <p>僕は、この言葉のとおりのとりで良いのではないかと思います。</p> <p>それと「市民部会」の「市民の責務」の中に、「自分の発言、自分の行動に責任を持つ」というのは、僕も前から思っていることなので、甘いとかではなくて、良い方に、プラスの方に皆で意見を出し合い、共に取り組んでいく、そして共に責任を持つ、共に逃げないと言いますか、そういう形でこの字のとおり解釈しています。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、他にございませんでしょうか。</p> <p>私も少し発言をさせていただきますと、多分に、従来から市民の立場として、「行政は何をしているんだ」とかいう問いかけがありますよね。何か行政というのは、「いろんなことを市民にしてくれるものだ」というようなことで、「じゃあ、あなたは何をなさるんですか」というと、「いやそんなものは関係ない、全部してくれるのが『自治』というものである」というようなものが、私は、「自治」というものの中にはびこってきているのではないかなという感じがするんですけどね。</p> <p>自ら治めるわけですから、当然責任を負わなければいけない、その分だけ今度は自由もある、自由と責任は背中合わせだという関係にあるのではないかなと思うので、ここで、私たちが議論をしなければいけないのは、市民が何かをさせられるというのではなくて、本来、市民が自発的にしなければいけないことがたくさんあるのではないのでしょうかというものを、私は感じているんですけどね。その辺のご意見をどんどん出していただければと思うのですが。</p>
<p>委員</p>	<p>現実の話をしますと、この「協働」とかいろんな問題は、どこからか下りてきて我々市民が動くのかと、言われたから動いているんだということと、そういう提案があったから、市民が選択して動くのかということだと思うんです。</p> <p>その中で、今は自治委員さんがほとんどの役員を決めて、いろいろな委員さんを選任していると、それで、「もうたまりません、自治会にはもう人もいません」と言う自治委員さんもいらっしゃいます。しかしながら、良い自治委員さんになると、「そういう人を作っていないと、自分一人では出来ない」という自治委員さんもいらっしゃいます。</p> <p>このような中で、私は、この「自治基本条例」というものが難しい議論の中で考えると、これを作っても本当に動き出すのかなということがありますが、出来れば、こういうことをするためには、どういう位置付けで我々の町内会が考えを持って動き出すかというようなことを、仕向けて行かない限りは、何でも言われるから動くとか、言われなくても動くとか言っても、現実</p>

	<p>論としては難しいと思います。</p> <p>今は「市民協働のまちづくり」ということで、いろんな事業をしていますので、それにアタックする形で我々がまず動こうではないかということ、地域が考えるようになったときに、この「自治基本条例」の中で皆が力を合わせてしていくような方向を出さない限りは、難しい問題ではないかと思えます。</p> <p>この問題を、そのまましておいて、条例が出来ましたからどうぞと言われても、恐らく不可能に近いのが現状だと思いますので、行政と一体となった施策を市民は展開していく、しかしながら、全部が全部出来るかと言うと出来ません。そこで選択肢が生まれて話し合いながら取り組んでいくということではないと難しい問題であると思えます。</p> <p>このあたりを皆さんが考えないと、難しい条例になると思っています。</p>
委員長	<p>具体的、現実的に語っていただきましたが、今の話を聞きますと、まったく新しい「自治」が形成される可能性がある気がするのですが、だんだん行き着くところに行きますと、先ほど委員さんがおっしゃっていたような「自治論」が出てくるのかなということで、これは、議員の先生方には関心があるお話ではないかなと思うのですが、いろんな意見があると思えますので、どうぞよろしく願います。</p>
委員	<p>「協働」という話も出ておりますし、私どもの部会でいつも議論させていただいているのですが、端的に言いますと、例えば、今年度北九州市が「自治基本条例」を多分9月議会くらいに上程をするということを聞いております。</p> <p>この中で敢えて「協働」という言葉を使っていないということでございますし、例えば、多治見市等の例でもそういった言葉を使っていないとされている。そこに何かあるのだろうか、どうしても疑問を持たざるを得ないものですから、このことについては、多くの皆さんからいろんな立場の中で議論をいただければというふうに思っていますし、一つの考えとして、行動を共にしても目的を共にするとは限らない、ということが一つは基本にあるのかなとも思っています。</p> <p>そういった視点で、皆さんから「協働」に対する議論をしていただければ幸いかなと思っていますので、よろしく願います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員さんが一貫してご質問なさっている言葉でございますが、「協働」という言葉、「自治」という言葉は大いに係ってくる言葉でございますので、是非、今日ご意見をたくさんいただくとありがたいのですが、いかがでしょうか。</p> <p>次なるハードルは、「協働」などの詰めが出てくるのではないかと、私は推測するのですが、今日は結論が出なくても結構です。</p>
委員	<p>いろいろなご意見をお聞きしていると、やはり「自治基本条例」というのは、中学生から高校生、おじいちゃん、おばあちゃんまで皆に愛されて、</p>



	<p>目を通される「自治基本条例」でなければならぬのではないかなと思います。</p> <p>難しい文言がいっぱい並んでいても、それを手にとって読むことすら億劫になってくるということですよ。学校の教材などでも使われるような「自治基本条例」であって欲しいなと思います。</p> <p>市民の自覚を促すための、読んで「自分もまちづくりに参加しなければ」と、子どもからお年寄りまでが思うような「自治基本条例」を、平易な読みやすい文言で書いていくということが、非常に大事であろうと思います。</p> <p>そこには、「協働のまちづくり」というのが、今から先、非常に大事だと思うんですよ。それも、分かりやすく書くことによって、「協働のまちづくりとはこういうものなんだ」ということを、皆さんに出していただくということが、「自治基本条例」を作る上で大事なことだと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>「協働」という言葉は、その中身をより分かりやすく、誰もが「そういう意味合いなのか」と分かるように表現することが、より大事ですということを、ご指摘いただきましたけれども、他にご意見ございませんか。</p>
<p>委員</p>	<p>とても素晴らしいご意見で、ぜひ、実際に条文にするときは、そのような文になると良いなと思いますが、「協働」と言ったときに、議員さんたちは、すぐ自治会が浮かぶんだなということに気がつきました。</p> <p>私たちは、ボランティア団体の代表で来ていますので、大分市の協働事業などに置き換えて考えます。</p> <p>だから、今は、二つの自治の流れがあるんだと、一つは、「B型組織」とNPOでは呼んでいますが、所属があって、その人たちが自動的に参加するのが「B型組織」と言います。だから、自治会や子ども会、PTAなどはその典型です。それに対して、問題解決に向かって、自分の意思で入っていくという団体が、NPOをはじめとしたボランティアなどの団体です。</p> <p>その中で、自治会の方が行政の便利屋として使われるという意識を、市民が昔から持っていたのではないかと、「自治」と反するような市民が結構いたのではないかと考えています。その人たちが、本当に自分が自治会に入っていくことが、大分市を良くするのだというふうに、考えることが出来るような「自治基本条例」のあり方がいるのかなというふうに考えるんです。</p> <p>例えば自分達が、自治会から下りてきた責務を果たすことが、税金の節約になったり、いろんな取り組みがまちを良くすることに繋がっていくということが、明快になるような自治会作りというのが、きっといるのだらうなと思います。そういうことが良く分かるように、「自治基本条例」の中に出て、積極的に自治会が盛り上がるようなことは、どうしたら条文に盛り込めるのだらうかと個人的には思いました。</p>
<p>委員</p>	<p>今、委員さんのお考えを聞きましたけども、私の考えはですね、NPOがどうだとか、自治会がどうだということはまったく思っていない。私は公民館にいますが、こんなことをしたらみんな喜ぶのではないかなということ</p>

で、NPOと少しも変わらないのではないかなと思っています。そこで、言われてからするということになると、それは少し違うと思いますけども、私もいろんな委員会に出てきましたが、随分前だと正直言いまして、「この市の職員がうまいこと言って、我々を使っているな」と思っていました。現在は、私もそういうことは思っていません。市の職員さんも一生懸命やっていて、この点をどうにかしたら助かるんだという気概を持ってやっているんだなということは、僕も感じています。

その中で、結局今から先は、このやり方をどういう形で広く住民とかNPOとか、皆で取り組んでいくかということで、「市民部会」でも議論になりましたが、自治区内に会社があれば、会社の代表者とかも、まちづくり委員会などを立ち上げたときに呼ぼうよと、そして、毎月1回掃除をしますからどうぞ会社の方も中に入っただけませんかということで、ご提案申し上げながら進めていけば、いろんな団体も、そういう自治会の流れの中に入ってくるのではないかな、というような話もしてまいりましたので、私は決してそこに区別とかいうことではなくて、我々がこの条例を作って、この条例を皆で考えたときに、「協働」というのは押し付けではないのですよと、「協働」というのは、皆が持っている力を合わせて良いことをしようという、判断のもとで感じ取らないと、「協働」が押し付けだと感じ取るようになれば駄目だと思います。

委員長

ありがとうございます。

今の委員さんの話を前提にして、かなり本音の話ができるのではないのでしょうか。日頃皆さんがお感じになっている、自治会とかの部分で、「またこんなことをさせるのか」というようなことが十分ありますよ」というような、生活感覚で今の問題点をご指摘いただくと、よろしいのではないかと思うのですがいかがでしょうか。本音の部分でどうぞ。

委員

委員さんが言われたように、「自治」がこれからどうやってまちづくりをしていくのかというのは、個々の「自治」によって違ってくると思うのですが、その「自治」が活性化してまちづくりをしていく上で、市民がどういう意思を持って参加して、まちづくりをするかというその拠り所となるのが、この「自治基本条例」ではないかなと思います。

そうなったときに、市民が各々の認識のもとに参加していかなければいけない。市民はこういうことに参加することでこのことが保障されているんだよという部分が、最高規範性を持つ「自治基本条例」として盛り込まれていけば良いのではないかな。

これから「自治」というものがどういう形でまちづくりをしていくかというのは、個々によって違ってくると思うんですね。「自治」の捉え方をこの条例で明確にしていくのは少し厳しいかなと思います。

校区単位のところがあれば地区単位のところもあるし、合併などによるもう少し大きなところで、「自治」に取り組んでいるところもあるというので、この条例の中で、「自治」というのがどのように表現されていくか、というのはこれからの課題であると思うのですが。そういういろんな規模の「自治」

	<p>が自分達のまちを活性化して行こうとしたときに、基本となる拠り所として、この「自治基本条例」で保障されていかなければいけない部分だと思うので、そういう意味で、「理念部会」の（別紙２）の「目的案」はすごくうまく作られているのではないかなと思います。</p> <p>先ほどから、「協働」という部分で問題になっているのですが、ここで謳われている「協働のまちづくり」ということで、三者が手を取り合って課題に取り組んでいくまちづくりと定義されているので、敢えて責務を負うとか負わないとかいう言葉を謳わなくても良いのではないかなと、「理念部会」の「基本理念」のところで、うまくまとまっていると私は思いました。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。どうかご活発なご意見をいただければと思います。</p>
委員	<p>私は、委員さんとまったく同じ意見なんです。</p> <p>実は、私は一昨年、自治会の組の班長ということで参加をしました。その時に、委員がおっしゃったような形で自治会が動いていないという体験をしました。</p> <p>それは、リーダーになる方は、委員がおっしゃるようなことを、本当におっしゃっているし、一生懸命しているし、地域のことでボランティア的にやられて、本当に頭が下がる思いです。私もその会に出たときに、「協力しなければ」というふうにすごく思ったのですが、まったく関与しない方もたくさんおられるわけですね。</p> <p>その方たちが本当に参加しようと思うような「自治基本条例」は難しいのだから、これだけすばらしい方たちが集まっているのだから、何か知恵を出し合って、自治会もボランティア団体と同じで、自分達のまちを作る「自治」の大切な一環なんだということが、一番、主なものなんだと市民が認識できるような形になったら良いなと私は思います。</p>
委員	<p>少し話がずれるのかもしれませんが、「自治」とか「協働」の意味を明確にしましょうという、それは大賛成ですので、これから少し「理念部会」の方でも定義付けるということが、完全にできるかどうか分かりませんが、是非、していただいたらなという気がします。私は、「協働によるまちづくり」を展開するためには、「前文」でも今回、「わたしたちの子どもや孫の世代に確実に引き継いでいくための道しるべ」というふうに書かれているんですけど、受け継いでいくことがとても大事なんだろうと思っているんですよ。</p> <p>先ほどから「自治」とか「協働」に対する市民の意識ということが、問題にされていたと思うんですけど、そういった市民への啓発も含めて、広い意味で「教育」ということがまちづくりの中でとても大事で、私たちが、「今こうしますよ」と言うことだけではなくて、子どもや孫に引き継ぐということは、実は子どもや孫たちが、次の世代として大分のまちを担っていく人たちに育ててもらわなければいけない、ということがあるのだろうと思うんですよ。</p> <p>ですから、私は「自治基本条例」の中に「教育」というようなことが、少</p>

	<p>しテーマになっても良いのではないかと思っているのですが、狭い意味での教育委員会の「教育」のように捉えられると、細かい話なので「自治基本条例」にはそぐわないというような議論もありますので、そうではなくて、「前文」にありますように、今、私たちがまちを豊かなものとして作っていくのは勿論なんです、これが続かなくてはいけないということを考えますと、そこに受け渡すと言いますか、次の世代に対してすべきことはとても重要な意味を持ってくると思いますので、そういうことを「自治基本条例」の中では、何かもう少し明確に謳えないのかなと考えていたものですから、これに対して皆さんのご意見をいただければと思います。</p> <p>私が担当しているのは「市政運営部会」なのに、何で教育が出てくるのかということですけど、「市政運営部会」の中で、実は最初は「市の職員の教育」みたいな部分があったのですが、本当はそういう細かい「教育」の話ではなくて、大きな意味でのまちづくりを継続していくことの意味というようなことが、「前文」で少し謳われているような気もするのですが、何か明確に出ないだろうか。或いは、具体的な「章」の中で、こういった受け継ぐということ、どこかの「章」の中で述べられないのかなというようなことを思っています、それに対して皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>今、委員さんがおっしゃった「次世代に受け継いでいくというものを盛り込んだら」という話でございましたけれども、これに関連するご意見がございましたら。特になければ、「理念部会」の方でまたそういうご提案があったということで、頭の隅に置いてご検討をいただければということでございます。</p>
委員	<p>皆さん方のご意見を伺うと、ますます良い言葉に置き換えていかないといけないとか、そういう気がしまして、まだまだこれは未完成だなという気持ち強いので、引き続きディスカッションは「理念部会」でやっていって、また、皆さん方に提案してご意見をいただくというようなことを、少し繰り返したいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>今、部会長さんがおっしゃられましたように、今日の全体会議というのは非常に貴重な会合でございます。もう少し時間がございますので、自分の部会に属さないことでも結構ですので、是非、この機会におっしゃっていただくありがたいかと思ひます。</p>
委員	<p>地方自治と言いますと、いろんな団体が地域にあるわけですけど、縦割りという部分ではいろんな連絡が密にいつていると思ひます。</p> <p>例えば、老人会であったり、民生委員であったりとか、自治会、青少年健全育成協議会などいろいろありますが、ただ、横で手を繋ぐことが、地方自治が一番盛り上がっていくことではないのかなという気がするんですね。</p> <p>具体的に言いますと、自治会が動くときに、自治委員さんなどは男性が多</p>

	<p>いということもあってか、地域で馴染みがないから、何かをするときは地域の方との面識も少ない。そうすると、民生委員とか老人会とかがいわゆる利用されるといふか、使われるわけです。</p> <p>でも、そういう行事をしますと、その時に初めて参加した人が、地域に参加しなければならないということを感じていくわけですね。だから、魅力ある何かを地域が横の手を繋いでしていくことが、大事なことでないかなと、そういう盛り上がりを作っていける地域でなければならないなと、そういうことで考えていきたいと思っています。</p> <p>それと、先ほど「協働」という言葉を敢えて使っていない都市があるとおっしゃっていましたが、大分市の場合は割りと「協働」という言葉は、染み付いているような気がしているのですが、それを敢えて使わない理由というのを教えていただければ、ありがたいなというふうに思いました。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>そういうことがございましたらご紹介いただきたいと思います。</p> <p>その他ございませんでしょうか。</p>
副委員長	<p>是非、全体で検討していただかなければならないなと感じているのが、「自治」という問題と、それから「協働」という問題の中から出てくる、前回、市長も含む全体会の中でも出てきました、「地域主権」という問題があります。</p> <p>市長が、「都市内分権」という提案もしましたので、行政として「地域主権」、「都市内分権」に対して、どういう市政で考えていくのかという部分に対しては、非常に大きな問題として残っていますので、行政の側として一回、部課長合わせて検討して、どういう考えで望むかというのは、一つ提案するべきではないかなと私は考えているのですが。この問題もここで議論するべきではないかなと思っています。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>極めて、重いテーマでございます。これは、どこかで解決していかなければならないことだと思います。</p> <p>今の副委員長さんの意見は、事務局の方で受け取っていただければと思います。いつかの機会にそういう議論ができればと思っている次第でございます。その他ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>先ほど、委員さんから「教育」に関わるご発言、大変賛同するわけでございますが、その背景にあるものは何かということで、大人である我々の行動と言いますか、親の姿を見て子は育つということを考えたときに、例えば、「協働のまちづくり」を子どもたちに示していくのかと、そういう部分がこの条例を通じて具体化されていくことが大事なかなと思いますし、そういう意味では、「協働」を促すための方向付けが「理念部会」の中で、盛り込まれていくことが必要かなというふうな想いをするとところであります。</p>
委員長	<p>今日は本当に結論を出す会合ではありませんので、出来るだけ部会の方々</p>

のいろんなご意見を聞かせていただいた方が仕事がしやすいと思いますので、是非、この機会に一言ございましたら。

これから、また全体会議までに時間が空きまして、部会の作業に入っていくことになりますので、よろしいでしょうか。

もう議論は尽くされたでしょうか。

それではですね、今日の段階で、いろいろとご意見をいただいたわけでございます。

これは私の委員長としての勝手な提案でございますが、この場でなかなか発言することが躊躇されたと言うような内容等があるかもしれません。そういう方々はですね、どうぞ簡単な箇条書きで結構ですから、事務局の方にお寄せいただけないでしょうか。そうしましたら、事務局で担当部会の方にその意見を送らせていただくことにしたいと思います。可能な限り皆さんのご意見を介しながら今後の部会が行われることが、理想的でございますので、ぜひそういったご協力をよろしくお願いいたします。

さて、そういうことで、今日の最大の結論は、「大分市自治基本条例」の「最高規範性」が全会一致でご承認されたということでございます。

そこで、これを踏まえまして、各部会で更に議論を詰めていただければと思います。先ほどご案内いたしましたように、ある部会では条文化の作業も始まっているということございまして、法制室の職員もご参加をいただいているわけございまして、そういう方々の力を借りることもなっておりますので、存分にご活用いただければと思っている次第でございます。

最後になりますけど、スケジュール的には前回お示ししましたような、大体のスケジュールでございます。一応の目安としてあのスケジュールで進めていただけたらと思っている次第でございます。

今後、部会で詰められたことは、折に触れて全体会議で確認をし、議論していくということを繰り返して行きたいと思っている次第でございます。

そういうことで、今日は長時間に亘る議論をいただきまして、誠にありがとうございました。今後とも、皆様方の熱意あるご議論を賜りたいと望んでおるところでございます。今日はどうもありがとうございました。

事務局

委員長さんをはじめ委員の皆さん、大変お疲れでございました。

最も難しいと言われる「最高規範性」について、ご意見をいただきました。

また、会議の場で委員長さんの方から「地域主権」、「都市内分権」の考え方について、事務局の方で、今後ご意見をいただくための資料を作成するようにご指示をいただきました。今日の会議を受けまして、事務局としましても作業を進めてまいりたいと考えております。

スケジュール的には、前回の会議でもお示しをしていますが、概ね今年度中の議会提案を想定したスケジュール案としておりますので、それぞれの部会の議論と全体会議のすり合わせを、今後ともよろしくお願い申し上げます。

本日は、これで会議を終了させていただきます。

大変お疲れ様でございました。